＜本人確認書類表＞

有効期間内のもので、記載してある氏名や住所などが住民票の内容と一致しているものに限る

A	**以下のもののうち、顔写真付きのもの** マイナンバーカード※、特定在留カード、特定特別永住者証明書、運転免許証、運転経歴証（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード又は特別永住者証明書等
B	資格確認書、介護保険の被保険者証、年金手帳（証書）、生活保護受給者証、各種医療証、マイナンバーカード、特定在留カード、特定特別永住者証明書、在留カード、特別永住者証明書、官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書又は身分証明書
C	預金通帳、学生証、社員証等

※古いマイナンバーカードは、更新による再交付で有効期間内または有効期間満了の日から６月以内かつ、添付された写真と交付申請者の同一性が確認できる場合に限り、１点で本人確認書類として認められます。該当しない場合は別途本人確認書類が必要となりますので、古いマイナンバーカードと合わせて、必ずお持ちください。